

令和5年1月1日

太田機工株式会社 一般事業主行動計画（1回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和5年1月1日～令和9年12月31日までの5年間

2. 内容

目標：産前産後休業・育児休業制度の利用促進に向け、制度の周知徹底を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する。

<目標を達成するための方策と実施時期>

令和5年1月～ 制度の周知方法及び提供情報内容の検討

令和5年10月～ 制度の内容、休業に係る健康保険・雇用保険等の給付についてのマニュアルを作成する。育児休業制度の周知を行うため、全社員を対象とした研修会の実施

令和6年10月～令和8年10月

（1）全社員への制度の周知

（2）該当予定者を把握して、休業中及び復職後の処遇（短時間勤務制度等）に関する情報提供の実施